

## 軽自動車税 (種別割)の減免

☎ 市民税課 (☎27)2715)

- 障害者手帳などを持っている人は、申請すると軽自動車税(種別割)を減免できる場合があります。
- ※詳しくは市HPを確認してください
- ※自動車税(種別割)の減免または福祉タクシー事業利用助成券の交付を受けている人は、軽自動車税(種別割)の減免は受けられません
- 必要書類
- 軽自動車税(種別割)納税通知書
- ※5月中旬に郵送します
- 障害者手帳など
- 軽自動車などを運転する人の運転免許証またはその写し
- 自動車検査証または軽自動車届出済証
- ※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項
- 納税義務者のマイナンバーが確認できるもの
- 自立支援医療受給者証
- ※精神障害のある人のみ
- 必要書類を持って、5月31日(金)までに市民税課または各支所市民サービス課へ



▲市HP

## 住宅リフォーム工事の費用を助成

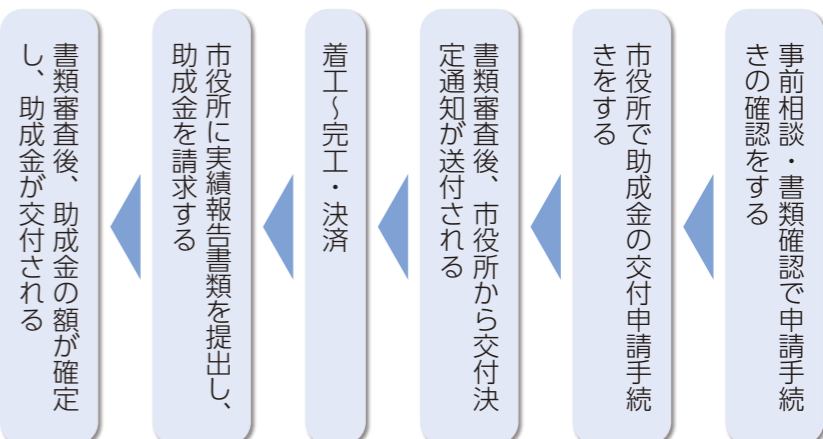
☎ 住宅リフォーム窓口 (☎23)7381)・商工労働課 (☎27)2754)

- 市内の施工業者に依頼して行う住宅リフォーム工事の費用の一部を助成します。申請者や対象住宅には要件があります。詳しくは市HPを確認してください。
- ※交付決定日以降に着工し、令和7年1月31日(金)までに完了・決済する工事が対象です
- ※助成についてのリーフレット・申請書は、住宅リフォーム窓口にあります。市HPからダウンロードもできます
- 助成金額 対象経費の30%で、上限額10万円
- ※千円未満は切り捨てです
- 助成金申請の受け付け
  - 申請には工事の内容が分かる確認書類が必要です。
  - 時 5月20日(月)から6月14日(金)までの午前9時～午後4時
  - ※土・日曜日は除きます
- 場 住宅リフォーム窓口(市役所北館2階)
  - ※正午から午後1時までを除きます



▲市HP

### 手続きの流れ



### 事前相談・書類確認

- 助成の対象・申請手続きに関することや申請書類の確認などの相談に個別に応じます。
- 時 5月17日(金)までの午前9時～午後4時
- ※土・日・祝日は除きます
- 場 住宅リフォーム窓口(市役所北館2階)
  - ※正午から午後1時までを除きます

## 市有地などを売却

☎ 管財課 (☎27)2703)

- 市有地などを一般競争入札で売却します。参加には事前申し込みが必要です。
- 受付期間 6月28日(金)まで
- ※郵送の場合は6月21日(金)(必着入札日 7月11日(木))
- 〔対象物件(旧公設地方卸売市場)所在地 日乃出町702番1・三室町6200番2
- 地積・延床面積 土地116万2506・93平方メートル、建物11万5961・02平方メートル
- 最低売払価格 13億366万円
- 申 申込書などに必要事項を記入の上、直接または郵送で管財課へ
- ※申込書・申し込み方法や物件の詳細を掲載したパンフレットは、管財課、市民情報コーナー(市役所・各支所)などにあります。市HPからダウンロードもできます
- ※受付期間終了後、申し込みのなかった物件は先着順で売却します



▲市HP

## 取引・証明用はかりの定期検査

☎ 消費生活センター (☎20)7300)

- 指定定期検査機関である一般社団法人群馬県計量協会が検査を行います。本年度は、殖蓮地区、茂呂地区、三郷地区、赤堀地区、東地区、境地区および今泉町二丁目の事業者が対象です。適正な計量のため、忘れずに検査を受けてください。
- ※詳しくは市HPを確認してください
- 時・場
  - 6月24日(月) 茂呂公民館
  - 6月25日(火) 三郷公民館
  - 6月26日(水) 殖蓮公民館
  - 6月27日(木) 赤堀公民館
  - 6月28日(金) あずま公民館
  - 7月1日(月) 境公民館
- いずれも、午前10時～午後3時
- ※境地区の会場は本年度より境支所から境公民館に変更になりました
- 対 次のいずれかに使用する物
  - 商店・工場での商材の取引
  - 病院・薬局・診療所などでの薬の調剤
  - 農業・農協などで農産物の取引
  - その他の取引や証明



▲市HP

## 小規模事業者サポート補助金

☎ 商工労働課 (☎27)2754)

- 市内で事業を営む人の業務改善や生産性の向上による経営強化を支援し、地域経済の活性化を図るため、小規模事業者の取り組みに対して必要な経費の一部を補助します。補助金の交付には令和7年1月31日(金)までに事業を完了できることなどの条件があります。
- ※申請方法などの詳細は、市HPを確認してください
- 対象経費 事業所改装経費、設備導入経費、販路拡大経費、業務効率化経費、事業承継経費、事業継続経費
- ※交付決定前に着手した経費は対象外です。経費の最低金額、工事などを市内業者へ発注することなどの条件があります
- 補助金額 対象経費の2分の1以内
- ※上限額50万円、千円未満は切り捨てです
- 申 申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添えて直接商工労働課へ
- ※補助金の交付は審査による採択制です。審査により交付できない場合があります
- ※申請書は商工労働課にあります。市HPからダウンロードもできます
- 申請期間 6月17日(月)から7月12日(金)まで
- 対象とならない事業の例
  - 日本標準産業分類に定める農業・林業・漁業に該当する事業
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条5項に該当する事業
  - フランチャイズ契約などに基づく事業
  - 子会社などが行う事業
- 事業計画書の策定支援を受けてください
- 申請には伊勢崎商工会議所または群馬伊勢崎商工会による事業計画書の策定支援を受けている必要があります。
- 計画書を作成の上、伊勢崎商工会議所(☎24)2211)または群馬伊勢崎商工会(☎62)2580)に事前に連絡し支援を受けてください。
- 受付期間 5月7日(火)から7月5日(金)まで



▲市HP